Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.230 2025 年 02 月 04 日

欧州共同体意匠(欧州連合意匠):更新期間の変更と更新料金の値上げ

欧州連合知的財産庁(EUIPO)は、改正規則(2025 年 05 月 01 日施行)により欧州共同体意匠(2025 年 05 月 01 日以降は「欧州連合意匠(EUD)」をいう。)について、更新手続きが可能な期間の変更と更新料金の値上げを公表しました。

概略を次のとおりご案内申し上げます。

記

1. 更新手続きが可能な期間(6 ヶ月間)は、現登録期間の満了日(現行では、現登録期間が満了した日の月末)までとし、その後、6 ヶ月間の更新猶予期間は同満了日の翌日から起算します。これは、現登録期間が 2025 年 05 月 01 日以降に満了する意匠に適用されます。

   更新期限日が 2025 年 05 月 01 日より前である場合、例えば、2020 年 04 月 15 日が出願日で現登録期間が 2025 年 04 月 15 日に満了する意匠は、現行規則を受け、「2024 年 11 月 01 日から 2025 年 04 月 30 日まで」が次の更新手続きが可能な期間となり、「2025 年 05 月 01 日から 2025 年 10 月 31 日まで」が更新猶予期間となります。

   更新期限日が 2025 年 05 月 01 日以降である場合、例えば、2020 年 11 月 23 日が出願日で現登録期間が 2025 年 11 月 23 日に満了する意匠は、改正規則により、「2025 年 05 月 24 日から 2025 年 11 月 23 日まで」が次の更新手続きが可能な期間となり、「2025 年 11 月 24 日から 2026 年 05 月 23 日まで」が更新猶予期間となります。

2. 各登録期間の更新料金(1 意匠につき)は次のとおりですが、2025 年 05 月 01 日以降に更新手続きが受理される場合には、新料金の適用を受けます。

   1 回目の更新:EUR150(現行:EUR90)
   2 回目の更新:EUR250(現行:EUR120)
   3 回目の更新:EUR400(現行:EUR150)
   4 回目の更新:EUR700(現行:EUR180)

   (※欧州共同体意匠の登録期間は、出願日より 5 年間有効で、その後 5 年を単位に更新することにより最大 25 年間になります。)

以上

(出典:EUIPO)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。